

**第6章 みんなが主役の協働のまち**  
**(コミュニティの醸成)**



# 第1節 市民活動への支援

## 現況と課題

本市のコミュニティ活動は、行政区単位で組織された市民自治組織が中心となり、積極的な地域活動が行われています。また、伝統文化・芸術・スポーツ団体の活動、ボランティアによる活動のほか、環境保全や福祉、交流事業等を行うNPO法人の活動など、目的に応じて組織された各種の団体によるコミュニティ活動も活発です。

コミュニティ意識は地域社会への愛着の表れであり、地域の連携や助け合いの基本となるもので、市民生活に不可欠なものです。そのため、地域社会への連帯意識の高揚と、市民一人ひとりが地域社会における課題に対して、主体的に取り組む意識の改革や人材の養成・確保に努める必要があります。

本市では、コミュニティ活動の拠点として公民館やコミュニティセンター、学校施設や体育施設、各公園などが整備されていますが、近年、既存施設の老朽化が問題となっており、計画的な施設の改修・改築などの整備を進める必要があります。

また、地域の活動拠点である地区集会施設についても、老朽化に伴う改修等についての補助要望が出されており、引き続き支援が必要な状況です。

今後も、市の財政状況等を勘案しながら、活動の拠点となる施設の充実・整備を図り、市民の活動を支援する拠点づくりの促進に努めていくことが必要です。

## 基本方針

- 旧来からの市民と新しく市民となった人々の交流や、連帯意識づくりに向けて、時代に合った地域コミュニティの形成と活動の推進を支援します。
- 公民館やコミュニティセンターなど、市民の活動を支援し、地域住民の交流の場となるさまざまな既存の公共施設について、住民相互の心が通い合う活力あるコミュニティづくりの拠点として施設の充実・整備を図ります。
- 多様な市民活動に対応できる組織体制の確立を図るとともに、各種情報提供を行い、市民活動を支援します。

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
みらい平駅周辺地区における行政区の設定	0行政区	5行政区	みらい平駅周辺地区におけるコミュニティ活動の活性化を目指すため、行政区の設立及び行政協力員の設置を目標とします。
集会施設整備補助金交付事業該当件数	2件/年	3件/年	円滑な地域行政の推進を図るため、集会施設の新築・改築・補修等をする行政区に対する建設費用補助を維持することを目標とします。

## 施策の方向

項	目
コミュニティ活動の促進	コミュニティ組織の育成
	コミュニティ形成の環境づくり
コミュニティ環境の充実	施設の充実・整備
市民活動との連携	ボランティア活動等への支援

## 施策の内容

### 【コミュニティ活動の促進】

#### ■コミュニティ組織の育成

- ・地域でのさまざまなコミュニティ活動を支援するとともに、コミュニティ活動団体の育成に努めます。
- ・自治会の設立を応援する旨のチラシ等を作成及び配布するなど、自治会設立にむけての情報提供や自治会活動に対する地域住民からの相談を受ける等により、コミュニティ活動を支援します。
- ・研修会や講演会を通じ、自治組織のリーダーの育成及び資質の向上に努めながら、コミュニティの担い手づくりを推進します。

#### ■コミュニティ形成の環境づくり

- ・良好な地域コミュニティを形成するため、コミュニティ活動団体等との連携を図りながら、地域住民による住みよい地域づくりのための自主的な取組を支援します。

### 【コミュニティ環境の充実】

#### ■施設の充実・整備

- ・公民館やコミュニティセンターなど、市民のコミュニティ活動の拠点となっている施設については、地域や団体の自主性、独自性を尊重しながら施設の整備、充実を図ります。
- ・地域のコミュニティ活動の拠点となる地区集会施設については、市民による自主的な管理運営を推進しながら維持管理等について支援を行います。
- ・学校教育施設等の公共施設の地域開放等を推進します。

### 【市民活動との連携】

#### ■ボランティア活動等への支援

- ・自治会やボランティア団体、NPO法人などをはじめ、コミュニティ活動を進める団体等について、団体等の自主性を尊重しながら支援を行います。
- ・地域住民の創意工夫による魅力的な地域づくり活動を支援し、さらにその活動状況に応じて、組織の自立を促進します。
- ・地域で活動する団体やその活動内容、人材の情報など地域情報の収集と提供に努め、活動団体相互の交流を促進します。
- ・地域活動のリーダーや地域にかかわる各分野の人材の発掘・育成に努めます。

## 第2節 広報・広聴

### 現況と課題

社会経済環境の変化や市民の価値観が多様化するなか、行政に対するニーズもさまざまな分野にわたり、できる限り市民の考えを各種の施策に反映させる必要があります。近年では、市民の行政情報開示を求める意識も高まり、情報の伝達から共有、そして双方向のやり取りへと広報・広聴の役割が変化してきています。

地方分権時代においては、施策立案の初期段階から立案に至るまでの過程において市民と行政が情報を共有し、まちづくりのための協働関係を築いていくことが不可欠となります。

本市では、これまで「広報つくばみらい」などの紙媒体のほか、ホームページ等を活用して、市政や市民生活にかかわる情報の提供を行ってきました。

また、市ホームページにおいてメール機能を設置し、市民の意見を直接受け取れるようにしたり、行政協力員を通じての各種要望等を受け付けるなど、市民の意見やニーズの把握に努め、市民の声をいかした市政運営を推進しています。

今後はよりいっそう、行政への市民参加を促し、市民の意見が施策に反映される、開かれた市政を実現するため、説明責任を果たすとともに、情報公開の推進、広報活動の充実や誰もが情報を受け取れることができるようにユニバーサルデザインによる情報発信などを図る必要があります。

### 基本方針

- 市政情報の正確な伝達のため、市民ニーズに合った広報紙の発行をはじめ、ホームページや報道機関への情報提供などさまざまな手段を使ったPR活動を積極的に推進します。
- 市民の声を市政に積極的に反映するため、さまざまな機会を通じて、市民ニーズを的確に把握するよう努めます。

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
市民懇談会参加者数	100人	200人	市民の声を市政に積極的に反映する機会の拡大を図るため、市民懇談会に参加した人数の増加を目標とします。
市民懇談会開催数	3回	6回	市民の声を市政に積極的に反映する機会の拡大を図るため、市民懇談会を開催した開催数の増加を目標とします。

## 施策の方向

項	目
広報体制の充実	広報の充実
	市政情報の閲覧・提供機能の充実
広聴体制の充実	広聴の充実
	政策形成過程での市民の参加促進

## 施策の内容

### 【広報体制の充実】

#### ■広報の充実

- ・ 市政や市民生活にかかわる情報を、市民にわかりやすく確実に提供するため、広報つくばみらいの紙面の充実を図ります。
- ・ 広報つくばみらいの作成に当たっては、スナップ写真、市民インタビュー、市民参加イベント、市民から寄せられた出来事などを掲載し、市民が広報をより身近に感じられ、親しみのもてるような紙面となるよう、積極的な広報活動、取材活動を図ります。
- ・ 分かりやすく、見やすいホームページの運営に努めます

#### ■市政情報の閲覧・提供機能の充実

- ・ 市政情報発信の一つの手段として、市長と報道各社との記者会見実施に当たり、効率的で効果的な市のPRに努めます。また、記者会見以外でも、関係部局と連携を密にし、積極的な情報提供を図ります。
- ・ 市内各地域で開催される事業やイベントの報道機関への事前通知（取材依頼）の周知を図ります。

### 【広聴体制の充実】

#### ■広聴の充実

- ・ 市民の声を市政に反映させることを目的とした市民からの提案制度「市長への手紙」を引き続き実施することにより、市民のまちづくりへの参画を図ります。
- ・ 市ホームページなどを活用し、市民とのコミュニケーションの充実に努めます。
- ・ 行政相談委員の活動について、市広報紙、市ホームページを活用し、市民への周知に努めます。
- ・ 行政相談委員との連携を図り、情報の共有に努めます。

#### ■政策形成過程での市民の参加促進

- ・ 市民懇談会の実施により、地域住民との意見交換、問題意識の共有化を図るとともに、市民の意見をまちづくりに反映させることに努めます。また、各種計画策定、条例の制定等について、幅広くパブリックコメントを実施し、市民の意見を政策の意思決定に反映させることに努めます。
- ・ 市民と市長との対話の場を設け、市政に関する市民意識を把握するとともに、市民参加のまちづくりを推進します。

## 第3節 男女共同参画の推進

### 現況と課題

少子・高齢化の進展，家族や地域社会の変化，経済の低迷による雇用環境の悪化など社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも，男女が平等な立場に立って，個性と能力をいかし，充実した生き方を選択できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

このため，国では平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を制定し，これに基づく「男女共同参画基本計画」による取り組みを推進してきました。現在は平成 22 年 12 月に策定された「第3次男女共同参画基本計画」に基づき推進を図っています。

このような国の取り組みに加え，男女共同参画社会の実現には，身近な地域での推進がより重要であることから，本市においても，平成 20 年に男女共同参画社会の形成に係る総合的指針となる「つくばみらい市男女共同参画計画」を策定し，計画に基づいたさまざまな事業を進めてきました。さらに，平成 22 年には，市全体で男女共同参画をよりいっそう進めるため，市，市民及び事業者が，それぞれの立場で，積極的に協働し推進することを定めた「つくばみらい市男女共同参画推進条例」を施行しました。

今後は，男女共同参画社会の実現に向け，市民の意識の変化を正確にとらえた「男女共同参画事業計画」の策定・推進が求められています。

### 基本方針

- 男女が平等な立場に立って，市民一人ひとりが「自分らしさ」を發揮していける男女共同参画社会の形成を目指し策定した「つくばみらい市男女共同参画計画」に基づき，積極的に事業を推進します。
- 男女共同参画が確立された地域社会の形成に向け，あらゆる世代の男女に対して，各種情報の収集・整理・提供をはじめ，多様な手法による市民意識の啓発を行い，男女平等意識の育成を図ります。

指標名	実績値 (H23 年度)	目標値 (H29 年度)	指標の考え方
社会全体の中で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	15%	30%	男女平等意識の啓発を図り，社会全体で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合の増加を目標とします。
各種審議会，委員会等の女性委員の割合	21%	35%	市長が委嘱・任命する委員等の女性登用の割合の増加を目標とします。

## 施策の方向

項	目
男女共同参画社会の形成	計画的な推進
	推進体制の確立
男女共同参画体制の充実	情報等の提供と活動支援
	啓発活動の推進

## 施策の内容

### 【男女共同参画社会の形成】

#### ■計画的な推進

- ・ 市民意識調査の結果などを踏まえ、より実効性のある「市男女共同参画計画」後期実施計画を策定し、計画的な推進を図ります。

#### ■推進体制の確立

- ・ 政策や方針の決定過程への男女共同参画を促進し、男女がともに社会の意思形成に参画し、能力を発揮することができる環境を整備します。
- ・ 女性相談体制の整備に努めるとともに、暴力の防止と被害者保護を円滑に進めるため、専門機関との連携強化を図ります。

### 【男女共同参画体制の充実】

#### ■情報等の提供と活動支援

- ・ 男女が共に仕事を続けながら、育児・介護など家庭における責任を果たすことができるよう、事業所等に育児・介護休業の取得と職場復帰がしやすい環境づくりの整備について広報・啓発を進めます。
- ・ 女性の再就職や起業に必要な能力開発、経営ノウハウ等の情報提供を行い、女性の自立意識を高める支援を行います。
- ・ 家族が男女平等の意識を持って、育児、家事、介護を共に担い、ゆとりある生活ができるよう、家庭における共同参画の意識の醸成や職業生活と家庭生活の両立への支援を行います。
- ・ 男女を問わず、すべての市民が地域活動や学習に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、ボランティア活動など市民の自主的な社会活動への参加の支援を図ります。
- ・ 自営業に従事している女性に対し、主体的に能力を発揮できるような環境の整備を支援します。

#### ■啓発活動の推進

- ・ 社会的な性差にとらわれない考え方や行動を身に付けるとともに、個人の性が尊重され、男女の人権が平等に確保されるよう、家庭、学校、社会において男女平等をはぐくむ教育を進めます。
- ・ 広報紙やホームページを活用し、男女共同参画に関する国・県の動きをはじめ、市の男女共同参画推進状況などさまざまな情報を発信するなど、意識啓発事業を展開します。
- ・ 男女共同参画に関する市主催の各種事業（講演会、セミナー等）や県内で行われるイベントへの参加を市民・事業所・団体に働きかけ、男女共同参画の意識の高揚を図ります。



## 第4節 地域交流・国際交流

### 現況と課題

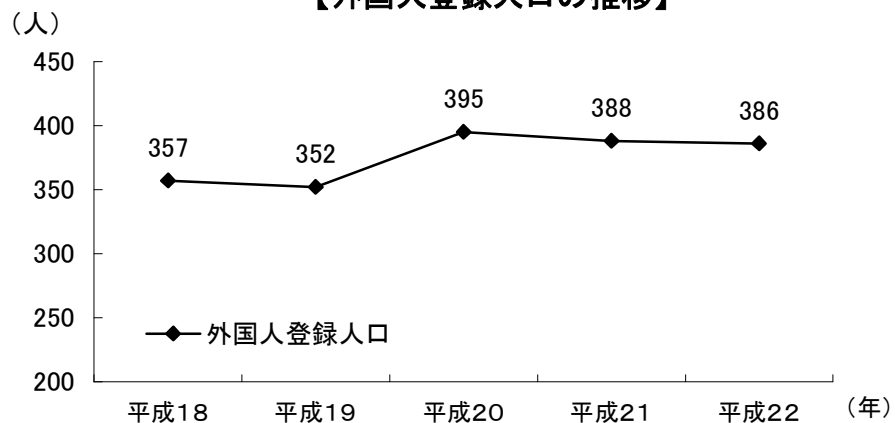
情報通信技術の飛躍的な発展や交通手段の発達などにより、学校や自宅からでもさまざまな交流が可能な時代を迎え、人、モノ、情報の流れが飛躍的に拡大し、生活圏は大きく広がっています。

このような時代の中で、国内外との交流を広く進めていくことは、相互の潜在力を引き出し、都市の活力と魅力をもたらすことにつながります。

本市では、グリーン・ツーリズム（都市農村交流）実践団体の活動を支援しているほか、芸術文化・歴史・スポーツなど各種団体の交流を促進しています。また、語学教育における「外国語指導助手」の活用や公民館での外国語講座等の実施など、国際意識を高める取組も行っています。さらに、市内外のさまざまな人々の交流により、定住化へのきっかけにつながるよう、出会いの場を積極的に働きかけるイベント等の事業を実施しています。

つくばエクスプレスの開業によって飛躍的にアクセス性が向上し、さらに首都圏中央連絡自動車道の整備や広域幹線道路の整備など道路網の充実も図られていく中で、地域間・国際間の交流ニーズは高まっています。交流をはぐくむ受入れ体制や環境整備などを図るとともに、情報の受発信など多様な施策の展開により、今後も積極的に国内外のさまざまな人達との相互理解と交流の活性化を図り、活力ある地域づくりを進める必要があります。そして、市に関心・興味を持ってもらう人を増やし、市に来たい、市に住んでみたいと思ってもらえるまちづくりの展開により、定住人口の拡大に繋げていくことが求められています。

【外国人登録人口の推移】



資料：市民窓口課

※各年12月末現在の外国人登録人口を集計

## 基本方針

- 行政と市民，団体それぞれが役割を認識・分担しながら，人的・文化的交流を通じ，地域の活性化と個性豊かな地域づくりを進めます。
- 国際化時代における市民の国際感覚の醸成と国際的な視野を持った人材の育成を目指します。
- 地域で生活する外国人が暮らしやすいまちを目指すとともに，外国人との交流などを通じ，外国から見た本市のイメージアップに努めます。

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
国際理解教育及び英語のコミュニケーション能力の充実	14校で6人	14校で8人	国際理解教育の充実及び児童生徒の英語のコミュニケーション能力の充実を図るため，ALTの増員を目標とします。

## 施策の方向

項	目
地域交流の推進	地域間交流活動の推進
国際交流の推進	国際理解教育の推進
	交流活動の推進

## 施策の内容

### 【地域交流の推進】

#### ■地域間交流活動の推進

- ・グリーン・ツーリズム実践団体への支援などをはじめとして，他地域との交流・連携を積極的に促進するとともに，各種交流事業の開催や他地域との相互交流の拡充を図ります。
- ・スムーズな交流が図れるよう，受入れ体制の充実化や地域の情報発信に努めます。
- ・芸術文化・歴史・スポーツなどの市民・団体間の草の根的な交流を推進し，地域の活性化を図ります。
- ・夢のある「みらい」を築く若い世代の定住化を促進するため，男女が出会い交流する場の提供を行います。

### 【国際交流の推進】

#### ■国際理解教育の推進

- ・国際理解のための生涯学習講座などを開催し市民の国際理解を深めるとともに，各種交流事業に広く市民の参加を求め，国際感覚の養成を図ります。
- ・学校や地域，家庭において，次代を担う青少年や子どもたちの国際理解教育の充実を図るなど，国際化に対応する人材の育成を図ります。

#### ■交流活動の推進

- ・市民レベルの国際交流を推進するため，また国際交流の担い手として，国際交流を進め

る各種団体等の支援・育成を図ります。

- 公共施設の案内板等への外国語表記など，言葉や文化，生活慣習を異にする外国人を受け入れるための環境を整備し，外国人にとっても住みやすいまちづくりを推進します。
- 外国人との交流活動や市のPR活動等を充実させることにより，外国人から見た本市のイメージアップを図るとともに，市民と外国人との相互理解を深めます。

